

高市早苗政権下での臨時国会の会期は12月17日までの予定。県知事選挙は来年3月8日投票と想定され、2月県議会も通常より早く開かれことになります。

高市政権に断固対決し、危険な暴走を阻止するたたかいとともに、能登半島地震の被災者医療費免除打ち切り、志賀原発依存の自民党県政の転換の旗を高く掲げての論戦が求められます。

しかし、12月5日の議会運営委員会で、質問希望者が1人多いからと、くじ引きが行われ、結果として佐藤県議が質問できなくなりました

佐藤県議はただちに、「多様な立場からの質問を保証するのが議会の役割」と、全会派が質問できるようにすべきと、事態の打開へ議長あて申し入れを行いました。以下、議長あての文書を紹介します。

石川県議会議長 安居 知世 殿



一般質問希望者全員が質問する機会を保障するよう求める申し入れ

2025年12月5日 日本共産党 石川県議会議員 佐藤正幸

本日12月5日の議会運営委員会において、一般質問の質問通告人数が想定を1名超えたからと、私と同じく1人会派の荒木博文議員がくじ引きをする事態となり、結果として私が質問する機会を奪われることになった。

同じ事態が起ったのは2023年4月の統一地方選挙後の6月議会、次の9月議会では私は予算委員会での質疑があるからと質問権を奪われる決定がなされ、今期の議会ではこれで3度、質問できない会派が生まれることになった。

2023年4月の統一地方選挙後の議会運営委員会で、従来の申し合わせを踏襲し、「一般質問者数は、1日6人以内で2日間（2月定例会は3日間）とし、質問希望者がこれを超えた場合は議運で調整する」「発言時間は、1人20分とする」と申し合せた際、私はオブザーバーとして「あくまで目安であり、質問希望者全員が質問できるようすべき」と発言し、要望した。

代表質問を第一会派の自民党だけしか認めない状況のもとでは、全会派が質問できるよう配慮すること、とりわけ能登半島地震・奥能登豪雨災害からの復旧・復興のさなかにおいては、多様な立場からの質問を保証するのが議会の役割だと考える。

今まで、知事選挙前の議会であること、知事選挙後の議会であること、などの配慮で、質問を希望する全会派や議員が質問にたてるようにし、申し合わせ事項より1人多い人数で質問を行ったこともあった。それは時間的にも可能であり、選挙で有権者から負託を受けた議員が、質問できるできないをくじで決めるという、議会制民主主義のうえでも禍根を残すものとなったと言わざるを得ない。

こうした事態が繰り返されるのは、上記の議会運営委員会の申し合わせそのものが実態に合わなくなっているからである。

この間の申し入れで何度も強調してきたように、議会は“言論の府”であり、議会における議員のもっとも重要な権利は「発言の自由」である。議員には、自由な論議が基本的に保障されているからこそ、「石川県議会会議規則」第61条では、一般質問について「議員は、県の一般事務につき、議長の許可を得て、質問することができる」と明記されているのである。

にもかかわらず今議会において議員の発言が保障されなかつたことは、議員の職責を封じたことに他ならず、県民の負託にこたえることにはならないと考える。申し合わせ事項があるからと、議員の質問権を奪うのは、県民的な理解を得るうえで困難である。

議長におかれでは、「石川県議会会議規則」どおり、一般質問を希望する議員全員が発言の機会を得ることができるよう、申し合わせ事項の柔軟な運用・改善に尽力していただくよう切に求めるものである。

以上

<予定していた一般質問の柱は以下の通りです。なお、文書質問を行います。>

1. 能登半島地震・奥能登豪雨の被災者支援

・医療費免除打ち切りの影響と再開に向けて／義援金受け取りによる生活保護の打ち切りについて／復興公営住宅の家賃補助、共同浴場、宿泊支援／農林漁業従事者を増やすために 他

2. 精神障害者2級への医療費助成拡充 3. 都ホテル跡地活用と「金沢らしさ」

4. 子ども権利基本条例の修正提案 他

佐藤県議紹介の 質問

○非核三原則の厳守を求める意見書採択 (提出：県労連)

○子どもの医療費窓口無料化の拡充 (提出：新日本婦人の会県本部)

○正規職員を増やし、少人数学級の推進を (提出：少人数学級求める会)

○障害があることの教育権保障を (提出：芽吹きの会)

○消費税5%以下減税とインボイス廃止を求める意見書採択 (提出：石商連)



日本共産党提出の 意見書

1. 衆議院議員の定数削減の中止を

2. 台湾有事に関する発言の撤回

3. 労働時間規制の規制緩和に反対